

令和7年度補正蓄電システム等導入支援事業事務局
代表幹事 一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 大友 潤 殿

令和7年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金
(DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業)
DR家庭用蓄電システム導入支援事業
共同実施事業規約への同意

令和7年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金(DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業)DR家庭用蓄電システム導入支援事業(以下、「本事業」という。)に係る補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、甲(本事業において蓄電システム等を導入し本補助金の交付を受けようとする者)並びに乙(本事業の共同実施事業者として登録を受け、需要家等と家庭用蓄電システムの売買契約を締結しようとする販売事業者)は、互いに別紙①の共同実施事業規約(以下、「本規約」という。)に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、別紙①の本規約の内容を理解し、そのすべてに同意します。

同意日 西暦 年 月 日

甲：申請者 ^{※1}	乙：共同実施事業者 ^{※2}
事業者名	事業者名
代表者名	代表者名 ^{※3}

※1 甲は、個人の場合は、氏名を代表者名欄に手書きで署名すること(印字不可)。法人の場合は、手書きでの署名又は記名押印とすること。

※2 乙は、印字記名や社印でも可とする。

※3 記名する乙の代表者は、必ずしも乙の代表取締役である必要はないが、責任のある役職者であること。

共同実施事業規約

第1条 (要件等の確認)

甲及び乙は、本補助金の交付規程や公募要領及び手引き等（以下、「交付規程等」という。）の内容をすべて承知の上で一般社団法人環境共創イニシアチブ及び大日本印刷株式会社により構成される令和7年度補正蓄電システム等導入支援事業事務局（以下「事務局」という。）に必要な申請書類を提出すること。なお、提出された申請書類を事務局が審査した結果、本事業の本補助金の交付対象にならない場合があることを承知の上で申請すること。また甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに本事務局に通知する義務を負う。

2 甲及び乙は、以下の①から⑨の全ての事項について、了解する。

- ① 本補助金の補助対象となる蓄電システム等の導入（以下、「本導入」という。）に対して、他の国庫金等で補助金の交付を受けている場合、本補助金の申請はできないこと。
- ② 国及び事務局（以下、「事務局等」という。）が前号に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は、併用が疑われる他の補助事業の所管先に対して、本導入について甲及び乙が提出した本補助金の交付申請書類や実績報告書類（以下、「申請書類等」という。）の情報を提供する場合があること。他の国庫補助金事業等にて交付を受けている事実が発覚した場合、本補助金の申請については交付決定の取消し、又は補助金の返還となること。
- ③ 交付規程等に反して、若しくは怠慢、虚偽の申告及びその他の不正な手段（以下、「不適切な行為」という。）により、本補助金の交付を受け、又は受けようとしてはならないこと。また、相手が不適切な行為を行っている、又は行おうとしていることを知ったときは、直ちに事務局に報告しなければならないこと。
- ④ 事務局等が前号に違反する疑いがあると認めた場合は、事務局等は、事務局に提出した書類の発行元や本交付申請の関係者（甲及び乙、甲又は乙の取引先等）に対して、本交付申請の情報を提供し、調査（本導入を行った住宅への現地確認を含む。）を行うことがあり、甲及び乙はこれに協力しなければならないこと。
- ⑤ 甲は、本導入により設置した補助対象製品を善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと。
- ⑥ 甲は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに第三者に対して譲渡し、又は継承させてはならないこと。
- ⑦ 甲は、処分制限期間中、導入する補助対象機器を継続的に維持運用すること。取得財産等を処分制限期間内に処分しようとする時や、本補助金の目的に沿った使用、維持及び管理を取りやめた場合は、予め事務局の承認を受けること。その場合、補助金の返還が発生することがあること。
- ⑧ 事務局は本事業の適正な実施を図るため、必要に応じて現地調査を含む確定検査を行う。甲及び乙は蓄電池アグリゲーターや小売電気事業者と共に確定検査の手続きに協力すること。
- ⑨ 甲は導入した補助対象設備の活用状況等についての報告を事務局が求めた際、処分制限期間の間は誠実に対応すること。

第2条 (申告)

甲及び乙は、次の①及び②のいずれにも該当しないことを申告する。

- ① 過去、国庫補助金において、不適切な行為により補助金の交付停止や返還等の処分を受け、本事業への参加や補助金の交付に制限を受けている者（団体を含む）。
- ② 次の各号のいずれかに該当する者（法人等（個人、法人又は団体をいう。）又は法人等の役員等（個

人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)) であること。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損額を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (エ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - (オ) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、又は業務妨害行為等を行っている者。
- 2 甲及び乙は、前項の暴力団排除の確認のため、事務局が甲及び乙の個人情報（役員名簿等）を、所管官庁及び警察当局へ提供すること、並びに警察当局から当該情報の回答を受けることに同意する。
 - 3 甲及び乙は、第1項の表明及び保証が虚偽であり、又はこれに反したことにより、自らが不利益（登録の抹消、交付決定の取消し、補助金の返還等）を被ることとなっても、事務局に対し一切の異議を申し立てないものとする。

第3条（交付申請等）

補助金における交付申請等の手続きについて、甲及び乙は共同して事業を実施することに合意する。甲及び乙は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを進めるものとする。

- 2 甲及び乙は、交付決定前に本導入に係る契約又は受発注及び支払いを行った場合、それが補助対象設備であっても本補助金の交付対象とはならないことを承知すること。
- 3 交付申請から本補助金の交付が完了するまでの間、当該申請の内容変更を希望する場合は、速やかに事務局に連絡し、申請の取り下げ・変更依頼を行うこと。甲及び乙が本項に規定する連絡を怠ったことにより、事務局による申請に係る審査が正しく完了できない場合、事務局は当該申請者の申請を無効とすることができる。申請の取り下げ又は申請が無効にされたことによって生じた甲及び乙の不利益に対し、事務局の故意又は重過失に起因する場合を除き、事務局は甲及び乙に対して一切の責任を負わない。

第4条（本補助金の支払）

補助金は、実績報告書の提出を受けた後に事務局が実施する「確定検査」において補助金額を確定した後、事務局から甲に対して支払われるものとする。

第5条（本規約の解除）

甲及び乙は、双方合意のうえ、本補助金の交付申請の取下げ、本事業の中止（廃止）又は計画変更を行うことにより、本規約を解除することができる。

- 2 甲又は乙の一方が相手方及び事務局等からの連絡に対し正当な理由なく応答しない場合、他方の当事者は、事務局の承諾を得ることで、本規約を解除できるものとする。
- 3 本条に基づき、本補助金の交付申請の取下げ、本事業の中止（廃止）又は計画変更を行う場合、甲若しくは乙は、直ちに事務局に対してその旨を報告し、交付規程等に定める手続きを行わなければならない。この場合、甲及び乙は、当該手続きが完了するまで、事務局の指示に従うものとする。

第6条（本補助金の交付が受けられない場合の取決め）

甲及び乙は、以下の①～⑥に該当する各事由により、本補助金の申請ができない又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取決めを行わなければならない。

- ① 交付申請受付以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
 - ② 虚偽の申告をした場合
 - ③ 実績報告書類の提出がなされなかった場合
 - ④ 実績報告書類の不備解消が事務局の定める期限までに完了に至らなかった場合
 - ⑤ 実績報告書審査の結果、交付規程等に定める事項に対し、明確な違反があった場合
 - ⑥ その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、本補助金の交付を行わなかった場合
- 2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第7条（免責及び通知の効力）

事務局は、以下の①～④に該当する場合、甲、乙又は第三者に生じた損害、損失及び不利益について、事務局の故意又は重過失による場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

- ① 導入した補助対象機器の不具合、故障、設置不良等に起因するトラブル
 - ② 甲、乙又は第三者の間で生じた紛争、トラブル
 - ③ 事務局が受領する前に生じた申請書類等の紛失
 - ④ 手続きの遅延、又は当該遅延に起因して生じる補助金交付の不採択等
- 2 メールアドレスの変更等について、甲又は乙が事務局に対して所定の連絡を行わなかったため又は受信についての事務局からの指示に従わなかったため、事務局からの通知が延着又は不着となった場合には、当該通知が通常到着すべき時に甲又は乙に到着したものとみなす。
- 3 前項の規定により通知が到着したものとみなされたことにより、甲、乙又は第三者に生じた一切の不利益について、事務局は責任を負わない。

第8条（事業の内容変更、終了）

事務局は国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができるものとする。この場合、事務局は本事業の終了、停止、契約の変更等によって甲及び乙に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等が本事務局の故意又は重過失による債務不履行又は不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとする。事業の変更、交付規程及び公募要領の変更については、事務局の特設ページ及びその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承諾したものとみなす。